

会則より 次期青少年相談員役員選考委員会

- (1) 会則第5条に定める役員の選考のため、執行部会は任期満了3ヶ月前までに
次期青少年相談員役員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。
- (2) 選考委員会は、会則第5条に定める役員のうち、執行部会が選出する者のほか
各学区から推薦を受けた者により構成するものとする。
- (3) 選考委員会の委員は 21人以内 とする。
- (4) 前項の委員は、次期青少年相談員の委嘱条件を満たしていない者で構成する。
ただし、選考委員会を構成するに足りる者がいない場合は、
各学区より推薦された者により構成する。
- (5) 選考委員の互選により、選考委員長を選出する。
- (6) 選考委員の基準は、選考委員会において定める。